

# 株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目12番3号

## 日新商事株式会社

代表取締役社長 筒井博昭

### 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目3番10号  
チサンホテル浜松町 2階「ふじ」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第71期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第71期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件     |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件              |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件           |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件          |

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、**受付開始時間は午前9時**を予定しております。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nissin-shoji.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類及び事業報告、計算書類並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nissin-shoji.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、各種財政政策や金融政策の効果等により、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、消費税率引き上げ後の個人消費の回復に弱さが見られるほか、新興国の経済成長の減速や地政学的リスクの高まりも懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況下にあります。

石油製品販売業界におきましては、国内石油製品需要は全体的に減少し、燃料油の販売数量が前期を下回りました。これは主に、火力発電所向け重油の需要が減少したほか、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や夏季の天候不順によるガソリン需要の伸び悩み等によるものです。国内石油製品価格は、第2四半期まで前期を上回っておりましたが、以降は原油価格急落を受けて下降基調で推移し、前期を下回りました。

このような状況下、当連結会計年度の当社グループ業績は、石油関連事業において燃料油の販売価格低下及び販売数量が減少したこと等により、売上高は697億38百万円、前期比8.5%の減収となりました。しかしながら、第3四半期以降に石油製品の販売環境に改善が見られたことや、太陽光発電設備の機器販売が堅調に推移したこと等により、営業利益は2億30百万円、前期比26.8%の増益、経常利益は4億45百万円、前期比16.8%の増益となりました。当期純利益につきましては2億12百万円、前期比47.2%の増益となりました。

事業別及び部門別の状況は次のとおりであります。

## <石油関連事業>

### (直営部門)

直営部門につきましては、ＳＳのセルフ化や他社からの運営継承により燃料油の販売数量が増加したものの、原油価格急落に伴う販売価格低下の影響により、売上高は249億51百万円、前期比1.9%の減収となりました。また、カーメンテ商品の収益が前期に比べ減少したこと等により、非常に厳しい利益状況となりました。なお、直営ＳＳ数は56ＳＳとなりました。

### (卸部門)

卸部門につきましては、販売店に対し、直営部門のカーメンテ商品拡販のノウハウ提供等、収益基盤強化の支援に努めました。しかしながら、一部販売店の運営するＳＳが閉鎖されたことにより、燃料油の販売数量が減少し、売上高は116億円、前期比11.2%の減収となりました。なお、販売店ＳＳ数は79ＳＳとなりました。

### (直需部門)

直需部門につきましては、収益性を見極めながら販売の拡大に努めた結果、灯油、軽油、Ａ重油等の販売数量が減少いたしました。その結果、売上高は231億25百万円、前期比19.5%の減収となりました。採算面では、原油価格が急落した第３四半期以降に改善が見られました。

### (産業資材部門)

産業資材部門につきましては、石油化学製品は、既存需要家に対する販売が堅調に推移し、販売数量が増加したこと等により、増収となりました。農業資材の販売は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動により、前期を下回りました。また、ペットボトル飲料は、前期の新商品におけるコンビニエンスストア向け特需が一服したため、減収となりました。その結果、売上高は43億63百万円、前期比0.7%の増収となりました。

### (その他部門)

その他部門につきましては、液化石油ガス販売は、販売競争の激化により販売数量が減少した結果、減収となりました。一方、太陽光発電設備の機器販売は堅調に推移し、増収となりました。その結果、売上高は40億75百万円、前期比29.9%の増収となりました。

#### <外食事業>

外食事業につきましては、ケンタッキーフライドチキン店は、第2四半期に1店舗を新設したことに加え、キャンペーン等により既存店における客単価が上昇し、増収となりました。タリーズコーヒー店は、前期に不採算店舗を閉鎖したことや、消費税率引き上げ等による嗜好品への節約志向の影響を受け、減収となりました。その結果、売上高は10億9百万円、前期比2.6%の増収となりました。

#### <不動産事業>

不動産事業につきましては、既存物件の稼働率が堅調に推移したことに加え、前期に取得した賃貸マンション等が通期で稼働し増収となりました。その結果、売上高は5億56百万円、前期比2.7%の増収となりました。

#### <その他>

平成25年11月より売電を開始いたしました日新諏訪太陽光発電所につきましては、通期で概ね想定どおりに稼働し、売上高は56百万円となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、5億66百万円であります。

その主なものは、愛知県名古屋市のD、Dセルフ千種SS及び賃貸マンションの建設費3億73百万円並びに神奈川県横須賀市のKFC横須賀武山店の取得費47百万円であります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは、金融機関より長期借入金として6億円の資金調達を実施いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 68 期 (平成24年3月期)	第 69 期 (平成25年3月期)	第 70 期 (平成26年3月期)	第 71 期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売 上 高	百万円 68,415	百万円 68,487	百万円 76,250	百万円 69,738
経 常 利 益	471	372	381	445
当 期 純 利 益	154	132	144	212
1株当たり当期純利益	22円96銭	19円68銭	21円44銭	31円56銭
総 資 産	百万円 24,964	百万円 24,991	百万円 26,317	百万円 25,792
純 資 産	15,949	16,282	16,593	17,346
1株当たり純資産額	2,371円11銭	2,420円55銭	2,466円92銭	2,578円85銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式を除く)により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日新瓦斯株式会社	百万円 30	% 100	液化石油ガスの販売、卸売
日新レジン株式会社	30	100	石油化学製品の製造、販売
NISTRAD (M) SDN. BHD. (マレーシア)	万リングット 130	100	石油製品、石油化学製品の販売

### ② その他重要な企業結合の状況

J Xホールディングス株式会社は当社の議決権の16.9%を所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 石油販売事業の強化

直営部門におきましては、既存ＳＳの収益力向上を図るとともに、新規ＳＳの開設、同業他社の営業権獲得等により、競争力のあるＳＳを拡充いたします。さらに、個別にＳＳの将来性を見極めたいうえ、必要に応じて閉鎖も検討し、より効率的な直営ＳＳ網を構築いたします。また、直需部門におきましては、産業用潤滑油等をお客様のニーズに合わせ国内のみならず、海外も含めた販売を行ってまいります。

##### ② 省エネルギー及び新エネルギー関連製品の展開

石油を含むエネルギーを取り巻く環境は大きく変化しております。最適なエネルギー管理やエネルギー源の多様化に対応するため、省エネルギー及び新エネルギー関連製品の販売を展開してまいります。また、想定されるどのような環境変化にも対応すべく情報収集を行ってまいります。

##### ③ 外食事業と不動産事業の充実

国内の石油製品需要の減少が予想されるため、石油関連事業以外の外食事業及び不動産事業を強化してまいります。外食事業につきましては、店舗ごとの収益力を向上させるとともに、市場環境を見極め、新規出店を実施いたします。不動産事業につきましては、安定的な収益源として、賃貸事業に特化した事業形態を維持し、運営の効率化を図ってまいります。

##### ④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、内部統制システムを構築するとともに、コンプライアンス委員会を設立し、コンプライアンス体制を確立しております。また、リスクを想定した各種規程を整備し、リスクマネジメントを実施してまいります。

以上の課題に取り組み、当社グループ全体が一丸となって業績の拡大と、より強固な収益基盤の構築を目指し、鋭意努力してまいります所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社4社及び関連会社1社により構成されております。事業内容は、主にJXホールディングス株式会社グループより石油関連製品の供給を受け、石油関連製品の製造、販売、卸売等を行う石油関連事業、フランチャイズ加盟による店舗運営を行う外食事業、また当社グループ所有の不動産の賃貸を行う不動産事業であります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

日新商事株式会社	本 社	東京都港区芝浦一丁目12番3号
	支 店	東京、横浜、大阪、名古屋、仙台
	S S	永代橋SS（東京都）他55SS
	店 舗	ケンタッキーフライドチキン インレット小杉店（神奈川県）他7店舗 タリーズコーヒー アトレ秋葉原店（東京都）他4店舗
日新瓦斯株式会社（子会社）	本 社	東京都港区
	営業所	神奈川県横須賀市
	事業所	神奈川県川崎市
日新レジン株式会社（子会社）	本社、工場	神奈川県横浜市
NISTRADÉ (M) SDN. BHD. (子会社)	本 社	マレーシア

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
石油関連事業	348 (129) 名	9名減 (19名増)
外食事業	25 (63) 名	3名増 (0名)
不動産事業	3 (0) 名	0名 (0名)
全社（共通）	28 (0) 名	1名増 (0名)
合 計	404 (192) 名	5名減 (19名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。



## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
369 (186) 名	5名減 (16名増)	36.5歳	12.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	600百万円
株式会社みずほ銀行	470
株式会社三菱東京UFJ銀行	450
株式会社りそな銀行	200
株式会社横浜銀行	100
株式会社新生銀行	50
三井住友信託銀行株式会社	50
明治安田生命保険相互会社	17

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年1月20日開催の取締役会において、同年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、日新瓦斯株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同年1月20日付で本合併に係る合併契約を締結いたしました。本合併は、同年4月1日をもって効力が発生いたしました。

なお、本合併に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 30,400,000株  |
| ② 発行済株式の総数   | 7,600,000株   |
| ③ 株主数        | 3,868名       |
|              | (前期末比 607名減) |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
J X ホールディングス株式会社	1,140千株	16.9%
株 式 会 社 日 新	990	14.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	349	5.2
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250	3.7
筒 井 博 昭	216	3.2
筒 井 健 司	168	2.5
筒 井 敦 子	118	1.7
日 新 商 事 従 業 員 持 株 会	103	1.5
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	100	1.5
日 本 精 化 株 式 会 社	99	1.5

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社持株数349,000株は特定金銭信託分でありませ  
ず。
2. 持株比率は自己株式(873,439株)を控除して計算しております。
3. 当社は、自己株式873,439株を所有しておりますが、上記の表には記載しておりませ  
ん。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	筒井 博 昭	
専務取締役	三浦 満 男	
常務取締役	青木 修 三	
取 締 役	林 雅 巳	営業本部長
取 締 役	山 添 潤 一	海外戦略部長
取 締 役	竹 田 栄 司	管理本部長兼経理部長
常 勤 監 査 役	中 島 博	
監 査 役	山 口 睦 男	山口睦男税理士事務所長
監 査 役	増 田 正 治	

- (注) 1. 監査役山口睦男、増田正治の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役山口睦男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査役山口睦男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 事業年度中の取締役及び監査役の異動

平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、監査役田名部陽介氏は辞任により退任いたしました。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額  
ア. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6 名	103百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	20 (6)
合 計	10	123

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第62回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第62回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。  
 4. 上記の支給額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額11百万円が含まれております。  
 5. 上記の人数には、平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

イ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、平成17年6月29日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

当事業年度においては、役員退職慰労金は支給しておりません。

④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役山口睦男氏は、山口睦男税理士事務所長を兼職しております。  
 なお、当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

## イ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
社外監査役 山口 睦男	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会23回のうち23回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役 増田 正治	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会23回のうち23回に出席いたしました。主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

## ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## ⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は社外取締役の選任について、当社によりふさわしいガバナンス体制を構築する観点から、平成27年5月1日施行の改正会社法により可能となる監査等委員会設置会社への移行も選択肢として検討しておりましたので、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

検討を進めてまいりました結果、監査等委員会設置会社へ移行することといたしましたので、同年6月26日開催予定の第71回定時株主総会に、定款の一部変更議案と併せまして、社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役の選任議案を上程いたします。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業行動規範としてのコンプライアンスマニュアルを制定し、当社グループの役員及び従業員等が法令遵守の精神を理解し、行動することにより公正で透明な企業風土を確立する。また、公益通報に関する規程の運用による不正行為の早期発見、定期的を実施する会社業務の実施状況についての内部監査を通じて、会社諸規程の適正、妥当性を検証する。さらに、市民社会の秩序や安全に対し脅威を与える反社会的勢力について、取引等一切の関係を断絶するとともに、名目の如何を問わず、不当要求行為に対しては所轄官庁や弁護士等と緊密に連携をとり、毅然とした態度で対応する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

別途定める文書管理規程に従って管理を行い、取締役及び監査役は常時閲覧可能とする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係る種々のリスクを想定した各種業務規程を整備し、適正な基準に基づき管理、対応する。個人情報保護、事故、災害等のリスクについては、別途規程、マニュアルを定め、また、公益通報制度を設けてリスクの低減を目指す。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要な経営上の意思決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。さらに、取締役会の機能強化を図り経営効率を向上させるため、原則として月2回経営会議を開催し、取締役会の委嘱を受けた事項、社長の意思決定にかかわる事項、グループ全体の経営に関する事項等、重要な事項等の審議を行う。また、中期経営計画の策定及び年次予算を立案する。定例の部支店長会議にて事業計画の進捗や情報共有を行う。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を整備し、子会社に対して業績や財務状況、その他経営上の重要事項について、当社への報告義務を課し、当社は定期的、及び必要に応じて報告を受ける。また、当社の内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施し、当社の取締役等に報告する。さらに、子会社は中期経営計画の策定及び年次予算を立案し、当社との定例会議等で事業計画の進捗や情報共有を行う。併せて、企業集団としての行動指針、コンプライアンスや情報セキュリティなど理念の統一を保つ。そして、当社の取締役又は業務責任者が子会社の取締役あるいは監査役を兼任するなどして、業務情報を把握すると共に、当社の取締役会にて業績等の報告を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が十分に職務を遂行できるよう、内部監査部門が監査役会の職務の補助をする。当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。内部監査部門の使用人の任命、異動、処遇については監査役会と事前協議する。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役、使用人等、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、また稟議書等の重要書類を閲覧する。必要に応じ当社グループの取締役、執行役員、その他使用人等から業務の執行の状況を聴取する。また、内部監査部門から、当社グループの会社の業務の実施状況についての内部監査、コンプライアンス状況、公益通報等の状況についての報告を受ける。さらに、当社の監査役を通報窓口とする公益通報に関する規程を整備すると共に、関係会社管理規程において、子会社の業績や財務状況、その他経営上の重要事項について当社の監査役へ報告する体制を整備する。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人については、公益通報に関する規程を整備し、当該報告をしたことを理由とする不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。



- ⑨ 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求については、監査役監査規準を整備し、その職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役及び重要な使用人へのヒアリングを行う。また、会計監査人、顧問弁護士、税理士との連携を図る。
- ⑪ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法をはじめ関係法令等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社的な内部統制プロセス及び各業務プロセスの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めるとともに、定期的、継続的に評価、改善を実施する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年5月1日に施行されることに伴い、同年4月30日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定的、継続的かつ業績に連動した利益配当を行うとともに、企業体質の強化充実と、今後の長期的事業展開に必要な内部留保を確保することを基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び会社を取り巻く経済環境等を勘案し、普通配当金を1株につき9円とさせていただきます。すでに、平成26年12月4日に実施済みの中間配当金1株当たり9円と合わせまして、年間配当金は1株当たり18円となります。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,733,274	流 動 負 債	4,589,828
現金及び預金	1,369,331	支払手形及び買掛金	2,361,995
受取手形及び売掛金	7,770,928	短期借入金	625,000
商品及び製品	1,048,107	未払法人税等	78,881
繰延税金資産	104,543	賞与引当金	228,383
その他	451,943	役員賞与引当金	11,450
貸倒引当金	△11,579	その他	1,284,118
固 定 資 産	15,059,451	固 定 負 債	3,856,106
有形固定資産	9,305,636	社 債	700,000
建物及び構築物	2,783,739	長期借入金	1,337,500
機械装置及び運搬具	512,121	繰延税金負債	472,608
土地	5,550,339	退職給付に係る負債	641,413
その他	459,437	役員退職慰労引当金	36,403
無形固定資産	201,810	資産除去債務	96,487
投資その他の資産	5,552,004	その他	571,693
投資有価証券	3,915,287	負 債 合 計	8,445,934
関係会社株式	896,554		
長期貸付金	16,792	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	147,820	株 主 資 本	15,991,027
繰延税金資産	14,978	資 本 金	3,624,000
その他	637,390	資 本 剰 余 金	3,281,625
貸倒引当金	△76,820	利 益 剰 余 金	9,728,799
資 産 合 計	25,792,726	自 己 株 式	△643,397
		その他の包括利益累計額	1,355,764
		その他有価証券評価差額金	1,309,303
		為替換算調整勘定	19,161
		退職給付に係る調整累計額	27,299
		純 資 産 合 計	17,346,791
		負 債 純 資 産 合 計	25,792,726

## 連結損益計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

売 上 高		69,738,728
売 上 原 価		63,142,031
売 上 総 利 益		6,596,696
販売費及び一般管理費		6,366,258
営 業 利 益		230,437
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,232	
受 取 配 当 金	110,322	
軽油引取税納税報奨金	45,177	
持 分 法 投 資 利 益	11,998	
そ の 他 営 業 外 収 益	92,401	263,131
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,280	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,400	
そ の 他 営 業 外 費 用	13,885	48,566
経 常 利 益		445,002
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	58,062	58,062
特 別 損 失		
減 損 損 失	60,895	60,895
税金等調整前当期純利益		442,169
法人税、住民税及び事業税	170,668	
法 人 税 等 調 整 額	59,190	229,858
少数株主損益調整前当期純利益		212,311
当 期 純 利 益		212,311

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から）  
（平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,624,000	3,281,625	9,400,206	△643,397	15,662,434
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			237,359		237,359
会計方針の変更を 反映した当期首残高	3,624,000	3,281,625	9,637,565	△643,397	15,899,794
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△121,078		△121,078
当 期 純 利 益			212,311		212,311
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	91,233	-	91,233
当連結会計年度末残高	3,624,000	3,281,625	9,728,799	△643,397	15,991,027

	その他の包括利益累計額				純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	891,637	10,009	29,789	931,436	16,593,871
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					237,359
会計方針の変更を 反映した当期首残高	891,637	10,009	29,789	931,436	16,831,230
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△121,078
当 期 純 利 益					212,311
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	417,666	9,151	△2,489	424,328	424,328
当連結会計年度変動額合計	417,666	9,151	△2,489	424,328	515,561
当連結会計年度末残高	1,309,303	19,161	27,299	1,355,764	17,346,791

# 貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
<b>流 動 資 産</b> 現金及び預金 受取手形 売掛金 商品 前渡金 前払費用 繰延税金資産 その他 貸倒引当金 <b>固 定 資 産</b> <b>有 形 固 定 資 産</b> 建物 構築物 機械及び装置 車輜運搬具 工具器具備品 土地 建設仮勘定 <b>無 形 固 定 資 産</b> のれん 借地権 ソフトウェア その他 <b>投資その他の資産</b> 投資有価証券 関係会社株式 出資金 従業員長期貸付金 破産更生債権等 長期前払費用 前払年金費用 その他 貸倒引当金	10,059,194 1,134,584 838,813 6,652,243 902,362 307,087 82,058 96,277 55,965 △10,200 14,844,118 9,291,753 2,688,962 93,860 487,121 13,503 54,244 5,550,339 403,721 195,194 52,262 105,504 18,479 18,948 5,357,170 3,881,387 859,780 6,876 15,312 74,806 55,289 147,820 391,406 △75,510 24,903,312
	<b>流 動 負 債</b> 支払手形 買掛金 短期借入金 1年以内返済予定の長期借入金 1年以内償還予定の社債 未払金 未払費用 未払法人税等 前受金 預り金 賞与引当金 役員賞与引当金 その他 <b>固 定 負 債</b> 社債 長期借入金 繰延税金負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 資産除去債務 その他 負 債 合 計 純 資 産 の 部 <b>株 主 資 本</b> 資 本 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 その他資本剰余金 <b>利 益 剰 余 金</b> 利 益 準 備 金 その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金 別 途 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 <b>自 己 株 式</b> 評 価 ・ 換 算 差 額 等 その他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計 負 債 純 資 産 合 計
	4,359,260 68,554 2,154,960 570,000 30,000 320,000 477,494 44,295 68,009 213,552 21,014 210,000 11,450 169,929 3,805,764 700,000 1,337,500 459,560 638,065 36,403 96,487 537,748 8,165,025 15,434,159 3,624,000 3,280,507 3,277,952 2,554 9,173,049 577,658 8,595,390 285,025 6,755,000 1,555,365 △643,397 1,304,127 1,304,127 16,738,287 24,903,312
<b>資 産 合 計</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>

# 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

(単位：千円)

売 上 高		67,570,502
売 上 原 価		61,288,089
売 上 総 利 益		6,282,413
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,059,591
営 業 利 益		222,822
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	807	
受 取 配 当 金	109,758	
仕 入 割 引	18,007	
軽 油 引 取 税 納 税 報 奨 金	45,177	
そ の 他 営 業 外 収 益	54,162	227,913
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,476	
社 債 利 息	7,069	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,400	
そ の 他 営 業 外 費 用	13,393	47,338
経 常 利 益		403,396
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	58,062	58,062
特 別 損 失		
減 損 損 失	60,895	60,895
税 引 前 当 期 純 利 益		400,564
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	153,249	
法 人 税 等 調 整 額	59,376	212,626
当 期 純 利 益		187,937

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	3,624,000	3,277,952	2,554	3,280,507	577,658	273,377	6,755,000	1,262,794	8,868,830
会計方針の変更による累積的影響額								237,359	237,359
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,624,000	3,277,952	2,554	3,280,507	577,658	273,377	6,755,000	1,500,153	9,106,189
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△121,078	△121,078
税率変更による積立金の調整額						17,523		△17,523	-
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,876		5,876	-
当 期 純 利 益								187,937	187,937
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	11,647	-	55,212	66,859
当 期 末 残 高	3,624,000	3,277,952	2,554	3,280,507	577,658	285,025	6,755,000	1,555,365	9,173,049

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△643,397	15,129,940	887,557	887,557	16,017,497
会計方針の変更による累積的影響額		237,359			237,359
会計方針の変更を反映した当期首残高	△643,397	15,367,299	887,557	887,557	16,254,856
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△121,078			△121,078
税率変更による積立金の調整額		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
当 期 純 利 益		187,937			187,937
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			416,570	416,570	416,570
当期変動額合計	-	66,859	416,570	416,570	483,430
当 期 末 残 高	△643,397	15,434,159	1,304,127	1,304,127	16,738,287

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

日新商事株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	野	雄一郎	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	木	政秋	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日新商事株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

日新商事株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松野 雄一郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高木 政秋 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日新商事株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

日新商事株式会社 監査役会

常勤監査役	中	島	博	ⓧ	
社外監査役	山	口	睦	男	ⓧ
社外監査役	増	田	正	治	ⓧ

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、経営判断の透明性を高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
<u>(3) 監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	<u>(3)</u> 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会 (員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 2 1 条～第 2 2 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 3 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</u></p> <p>第 2 1 条 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第 2 2 条～第 2 3 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 4 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 2 5 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (員 数)</p> <p>第28条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第28条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(任 期)</u></p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p> <p>第31条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 3 3 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 3 4 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 3 5 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 3 6 条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="208 173 552 450">2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="141 495 471 556">第6章 会計監査人 第37条～第38条 (条文省略)</p> <p data-bbox="141 601 471 662">第7章 計 算 第39条～第42条 (条文省略)</p> <p data-bbox="303 712 385 737">(新 設)</p> <p data-bbox="303 783 385 808">(新 設)</p>	<p data-bbox="729 173 815 199">(削 除)</p> <p data-bbox="568 495 921 556">第5章 会計監査人 第31条～第32条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="568 601 921 662">第6章 計 算 第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="714 712 829 737">附 則</p> <p data-bbox="580 748 955 774"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="589 784 978 1058">当社は、第71回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生以前の行為に関し、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社に移行するとともに、現取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の株式数
1	つ っ ぽ う 筒 井 博 昭 (昭和31年8月21日生)	昭和57年5月 当社入社 平成3年6月 当社取締役販売一部長 平成10年6月 当社常務取締役 平成12年11月 当社代表取締役副社長 平成23年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	216,000株
2	た け だ え い じ 竹 田 栄 司 (昭和32年4月16日生)	昭和55年4月 株式会社三井銀行入行 (現 株式会社三井住友銀行) 平成17年6月 株式会社三井住友銀行 旗ノ台 法人営業部 部長 平成21年4月 同行プライベート・アドバイザー 一部 首席推進役 平成24年6月 当社入社 当社経理部長 平成25年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長 平成27年4月 当社取締役 (総務部・経理部担 当) (現在に至る)	1,500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 ( 生 年 月 日 ) 名	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
3	はやし まき み 林 雅 巳 (昭和30年5月30日生)	昭和54年4月 日本石油株式会社入社 (現 J X日鉱日石エネルギー 株式会社) 平成15年10月 新日本石油株式会社エネルギー・ソリューション本部エネルギー・ソリューション2部長 平成22年7月 J X日鉱日石エネルギー株式会社エネルギー・ソリューション本部ガス事業部長 平成24年6月 当社取締役ライフビジネス本部長 平成25年6月 当社取締役営業本部長兼販売部長 平成26年4月 当社取締役営業本部長 平成27年4月 当社取締役 (機能商品部・瓦斯部・フードサービス部担当) (現在に至る)	4,000株
4	やま ぞえ じゅん いち 山 添 潤 一 (昭和32年1月11日生)	昭和54年4月 当社入社 平成22年6月 当社販売部長 平成24年6月 当社取締役販売部長 平成25年4月 当社取締役海外戦略部長 平成27年4月 当社取締役 (販売部・海外戦略部担当) 兼海外戦略部長 (現在に至る)	3,200株
* 5	はし お かず たか 走 尾 一 隆 (昭和39年12月31日生)	昭和62年4月 当社入社 平成23年6月 当社経営企画室長 平成25年4月 当社総務部長 (現在に至る)	1,000株

- (注) 1. \*印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	なか じま ひろし 中 島 博 (昭和25年12月16日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年6月 当社総務部長 平成22年6月 当社取締役総務部長 平成24年6月 当社取締役管理本部長兼総務人 事部長 平成25年4月 当社取締役管理本部長 平成25年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	8,300株
2	やま ぐち むつ お 山 口 睦 男 (昭和21年1月1日生)	昭和39年4月 熊本国税局入局 平成13年7月 横浜南税務署長 平成17年8月 山口睦男税理士事務所開設 平成21年6月 当社監査役 (現在に至る)  (重要な兼職の状況) 山口睦男税理士事務所長	0株
3	ます だ まさ はる 増 田 正 治 (昭和22年5月19日生)	昭和48年4月 株式会社三井銀行入行 (現 株式会社三井住友銀行) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成20年6月 株式会社オートシステム代表取 締役社長 平成22年6月 当社監査役 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 山口睦男氏及び増田正治氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 山口睦男氏及び増田正治氏は、現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山口睦男氏は6年、増田正治氏は5年になります。  
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。

①社外取締役候補者の選任理由について

山口睦男氏は、税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当社の監査体制に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするも

のであります。

増田正治氏は、長年にわたる金融機関勤務で得た知識に加え、豊富な企業経営者としての実務経験も有しているため、監査等委員である社外取締役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。

②社外役員が過去において会社経営に関与していない場合、当社が候補者として適任と判断した理由について

山口睦男氏は、税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を有しているため、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適正に遂行することができる判断しております。

5. 当社は、中島博氏、山口睦男氏及び増田正治氏が監査等委員である取締役に選任された場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定による、賠償責任限度額を法令の限度内とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、山口睦男氏及び増田正治氏が監査等委員である取締役に選任された場合、両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
かめ やま はる のぶ 亀 山 晴 信 (昭和34年5月15日生)	平成4年4月 弁護士登録 岡村勲法律事務所入所 (現 岡村総合法律事務所) 平成9年4月 亀山晴信法律事務所開設 (現 亀山総合法律事務所) 平成19年6月 株式会社小森コーポレーション 社外監査役 平成22年4月 東京簡易裁判所民事調停委員 (現在に至る) 平成24年10月 株式会社東光高岳ホールディングス (現 株式会社東光高岳) 社外取締役 (現在に至る) 平成25年6月 株式会社小森コーポレーション 社外取締役 (現在に至る) 平成25年10月 ソマール株式会社社外監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社東光高岳社外取締役 株式会社小森コーポレーション社外取締役 ソマール株式会社社外監査役	0株

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 亀山晴信氏は、亀山総合法律事務所の代表であり、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しております。
3. 亀山晴信氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 補欠の社外取締役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- ①補欠の社外取締役候補者の選任理由について
- 亀山晴信氏は、弁護士として長年培われた法律知識及び経営に関する高い見識を、監査等委員である社外取締役に就任された場合に当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。

②社外役員が過去において会社経営に関与していない場合、当社が候補者として適任と判断した理由について

亀山晴信氏は、弁護士として企業法務に精通し、専門的見地及び経営に関する高い見識を有しているため、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適正に遂行することができるかと判断しております。

5. 当社は、亀山晴信氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による、賠償責任限度額を法令の限度内とする責任限定契約を締結する予定であります。



**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件  
当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮いたしまして、年額200百万円以内と定めることといたしたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。  
なお、現在の取締役は6名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名となります。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件  
当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮いたしまして、年額40百万円以内と定めることといたしたいと存じます。  
なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

以 上



# 株主総会会場ご案内

- 会 場 東京都港区芝浦一丁目3番10号  
チサンホテル浜松町 2階「ふじ」  
☎ 03 (3452) 6511
- 交 通 東京モノレール浜松町駅 から徒歩8分  
J R 浜松町駅 から徒歩8分  
ゆりかもめ 日の出駅 から徒歩7分

